

平成17年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	社会環境の変化に対応した行財政の刷新	中	公共サービスの民間開放	小	事務事業の外部委託について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>一定期間を区切って契約方法を見直すことについての検討 P.38</p> <p>特命随意契約により毎年度同一の受託者と契約している契約管財課の本庁舎電話交換業務委託、駐車場運営委託は今後、一定期間を区切って契約方法を見直すことについて検討されたい。</p>				<p>庁舎管理・建設課</p> <p>電話交換業務は、平成20年12月25日に実施したプロポーザルによって選定された業者に平成21年度より委託している。</p> <p>なお、契約期間については、5年の複数年契約を結んでいる。</p> <p>駐車場運営業務は、現在、特命随意契約により選定業者に委託しているが、19年度にリース契約が切れたため、20年度以降は業者選定の見直しを予定していた。しかし、南館建替えが予定されていたため、見直しを含め建替え後を予定していた。</p> <p>ところが、南館の建て替えが確定していないことから、引き続きリース・保守の委託をするかどうかも今後検討していく。</p>		

平成17年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	社会環境の変化に対応した行財政の刷新	中	区有財産の有効活用	小	行政財産の有効活用について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>「財産管理事務の手引」の作成 P.43</p> <p>各部の職員が行政財産保管事務を効率的に実施するため、総合的な「財産管理事務の手引」を作成されたい。</p> <p>公共的団体が設置した自販機の使用料免除及び設置件数の調整 P.47</p> <p>設置者は公共的団体となっているが、実質的に販売会社が設置、維持管理、故障への対応等すべての業務を行っており、公共的団体は、売上げの一部を収益として得ている。基準の適用が適当なのかどうか、行政財産を所管している部と十分に協議されたい。また、自販機の使用許可を受けている公共的団体に偏りが見受けられるので、区全体としての調整機能の再構築を検討されたい。</p> <p>貸出施設の利用率向上 P.43</p> <p>以下の貸出施設について、利用率の向上を図られたい。</p> <p>図書館視聴覚室（積極的な周知、利用目的の拡大）</p>				<p>契約管財課</p> <p>財産保管事務の実務担当職員がその処理を効率的に行うため、財産管理事務のフロー図及び各様式の記入方法などを記した実務向けの手引きを作成した。</p> <p>具体的には、公有財産の用途変更、用途廃止、使用許可の事務処理手順及び財産保管責任者、分管主任の変更事務処理手順などのほか、関連する基準を記載した。</p> <p>12月1日に部門フォルダにアップした。</p> <p>契約管財課</p> <p>行政財産使用料の減免の取扱いについて、総合的に検討した結果、その取扱いを変更することとし、行政財産の使用許可取扱基準を改正し、平成21年1月21日付で各部あて通知した。</p> <p>また、行政財産の使用許可にあたっては、従前どおり事前協議を行う中で、調整を図ることとした。</p> <p>中央図書館</p> <p>平成20年11月10日、図書館ホームページに視聴覚室の利用案内を掲載し、更なる周知を図った。</p> <p>また、平成21年度は、中央図書館を除く全図書館に指定管理者を導入（20年度3館、21年度7館）し、協定の中で、区立小中学校等の読書活動支援を行う「小中学校との連携事業」において、視聴覚室利用の拡大を図った。なお、本事業の周知については、区内の全小中学校を訪問し、校長・副校長・図書館担当教諭等と会い、調べ学習や団体貸出しなどへの図書館の支援等と併せ、学校や保護者が施設外で読書活動等を行う場合に、当該</p>		

平成17年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	社会環境の変化に対応した行財政の刷新	中	区有財産の有効活用	小	行政財産の有効活用について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
				<p>視聴覚室を活動の場として提供できる旨の説明・案内を行った。</p> <p>全図書館における視聴覚室貸出実績であるが、平成19年度は204回、平成20年度は382回と増加している。（平成21年4月から9月までの貸出実績は249回。）今後とも利用率の向上に向け努力していく。</p>		

平成17年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	学校の安全管理及び学校施設の有効活用について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>図書室の図書等資料の充実 P. 53</p> <p>学校図書室には、図書が十分に備えられておらず、本来の役割を果たしていない学校も見受けられた。図書室が本来の役割を果たすよう、図書等資料の充実について、早急に対策を講じられたい。</p>				<p>学務課</p> <p>毎年、国の学校図書館図書標準で示されている図書経費を上回る予算措置を行い、平成18年度には、良書百選の予算を加算するなどの図書充実策も実施してきた。</p> <p>現在も国の基準を超える図書予算を計上し、板橋区教育振興推進計画にも位置づけて、学校図書館機能の充実とともに区立図書館との連携も目指している。</p> <p>平成21年度にはモデル校10校で、学校図書館への司書配置を実施した。</p> <p>また、今年度、全校の蔵書のデータベース化も実施し、平成22年度からは、学校図書館の蔵書がパソコンによるパソコン管理が確実にできるようになる。</p> <p>購入に当たっても、蔵書のバランス等を考慮した必要な図書購入が可能となる。</p> <p>学校図書館のパソコンによる蔵書管理と図書館司書の配置などによる学校図書館の開館時間の拡充を始めとする運営機能充実強化により学校図書館の活性化が図られる。さらに、図書予算の執行に関しては、今後も指導室と連携して担当教諭の指導等を含めて実施する。</p> <p>指導室</p> <p>現在も学校図書館図書基準に示される図書経費を上回る予算措置をして図書の充実に努めている。一方、廃棄せざるを得ない本もあり標準冊数に満たない学校がある。</p> <p>基準冊数不足の学校は、16年度末現在、小学校55校中の24校で41,072冊、中学校24校中の13校で37,880冊であった。平成18年度に学校図書館整備事業「良書百選事業」として小学校に図書購入経費を計上した。また、19年度に小学校は26,532冊、中学校は9,517冊、</p>		

平成17年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	学校の安全管理及び学校施設の有効活用について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>各学校に適合した不審者対応マニュアルの作成及び訓練の実施 P.55</p> <p>各学校で作成したマニュアルの中には、文部科学省が示した例をそのまま使用しているものも見受けられた。指導室は、学校の危機管理について全学校に共通して定める標準的な事項を示し、その上で、学校がそれぞれの事情に適合したマニュアルを作成するとともに、マニュアルに沿った訓練を全学校で実施するよう各学校を指導されたい。</p>				<p>20年度に小学校は32,146冊、中学校は13,512冊購入したため、標準冊数不足の学校は20年度末現在、小学校は21校で32,948冊、中学校10校で25,170冊になった。図書を選定に関しては、各学校において十分検討した上で実施して標準冊数の確保に努めるよう今後も指導していく。</p> <p>指導室では、図書経費について配当された予算を適切に図書の整備にあてるよう指導し、予算措置をする学務課からも予算の適正な執行をするよう依頼している。</p> <p>21年度は、教育振興推進計画に基づく図書館司書の配置や図書データベース化が実施され、区立図書館による学校図書館ボランティアの拡充などが予定されている。今後も、学校図書室がさらに充実するよう、学務課や中央図書館と連携を図っていく。</p> <p>指導室</p> <p>平成17年度より、各学校で独自の学校危機管理マニュアルの作成を行い、各学校で現状に見合った見直しを行ってきた。さらにマニュアルの充実を図るため、今年度7月に「学校危機管理マニュアルの作成」をテーマとして、区内生活指導主任を対象に研修会を実施した。本区の高島第一小学校長〈学校の危機管理マニュアル（文科省作成）作成協力者〉を講師とし、マニュアルの必要性や見直しの視点等の講話を行った。</p> <p>本研修会を生かし、平成21年10月31日までに各学校で作成した学校危機管理マニュアルの提出を求め、現在全校において、各学校の現状に応じたマニュアルが備え付けられている。</p> <p>各学校で毎月行う避難訓練や安全指導、セーフティ教室といった教育活動の中でマニュアルに沿った訓練を行って行く予定である。</p>		

平成17年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	学校の安全管理及び学校施設の有効活用について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>学校施設活用方針の策定 P.54</p> <p>余裕教室を含めた学校施設全体の活用方針がないため、利用目的や利用される学校の配置について、その時々々の要請により対応している面が見受けられた。余裕教室に関しては、利用頻度が著しく低い教室や、本来の用途と異なる利用がされているケースもあった。学校施設は地域住民の共通の財産であるという観点も考慮し、学校施設全体の活用について基本的な方針を策定されたい。</p>				<p>新しい学校づくり担当課</p> <p>教育ビジョンの理念を具現化するための学校施設はどうあるべきかを平成21年3月に板橋区立学校施設あり方検討会報告書にまとめ、学校と地域とが連携・共同するための施設整備の方向性を定めた。今後、板橋区立学校施設あり方検討会の報告に沿って学校を改築していくことになる。学校の適正規模・適正配置との連携を十分図り、学校整備計画を策定していく中で、学校施設全体の活用方針を検討していく。</p> <p>また、既存の学校においては、新学習指導要領の実施、特別支援教育の充実、放課後子ども対策事業（あいキッズ）の展開等に伴う教育環境の整備を進めている。</p> <p>加えて、区立学校適正規模及び適正配置審議会を立ち上げ、適正配置の検討に入るところである。学校の統廃合や通学区域の変更等が行われると学校施設の活用方法も変化してくる。さらに、35人学級も考慮しなければならない。</p> <p>まず、児童生徒のための活用を最優先とし、その上で様々なニーズに対応できる学校施設の整備をしていく必要がある。そのため、こうした学校を取り巻く状況に見通しが立った段階で学校施設全体の活用方針を検討していく。</p> <p>（予定）</p> <p>平成22年度 審議会答申 平成23年度 学校施設適正規模・適正配置計画策定、学校整備計画策定</p>		

平成17年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	学校の安全管理及び学校施設の有効活用について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>学校開放に係る使用料免除の再検討 P.54</p> <p>登録団体の使用料が、照明設備を有する校庭を夜間使用する場合を除いて一律免除されているのは、他の類似施設と比較して再考の余地がある。学校開放にあたっては、設備の維持管理等に経費が支出されているため、受益者負担の観点からも使用料徴収方法を含め検討されたい。</p>				<p>学校地域連携担当課</p> <p>平成21年度から小中学校の代表副校長による学校開放事務検討会を設置し、副校長の事務の負担軽減・学校開放時の安全管理対策・使用料の扱いについて検討を行っている。今後は、ここでの意見を受けて学校開放のあり方を含め使用料の徴収について、他の自治体を参考にしながら検討する予定である。</p>		

平成18年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策 の着実な推進	中	教育・文化の充 実	小	生涯学習事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>小・中学校との連携の推進 P.47</p> <p>郷土資料館は、小・中学校の団体の利用状況が減少傾向にある。郷土資料館の事業や資料は、学校の授業と密接に関連するものが多く、小・中学校と積極的に連携を推進するよう事業運営を検討されたい。</p>				<p>文化・国際交流課</p> <p>小・中学校の団体利用状況は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18年度：利用校 34校 2,304人 団体利用率 68.0% ・19年度：利用校 25校 1,842人 団体利用率 52.3% ・20年度：利用校 25校 1,633人 団体利用率 28.7% ・21年度：利用校 19校 1,895人 団体利用率 64.0% <p>小・中学校の先生の話では、①ほぼ1日の行事になる、②雨天時の中止の手配、③引率者の負担 ④日程調整が難しいなどの問題を抱えている。</p> <p>今年度は「出前教室」を実施し、2時間の授業を行い先生方と懇談会を開催し、団体利用促進をお願いした。今後も「出前教室」を推進する。</p> <p>また、農業まつり・赤塚梅まつりなどの行事を行う時には、近隣校へ行き行事の参加と団体利用の促進をお願いした。</p> <p>学校の指摘する課題には、当館のみで解決するには困難な点が多く、類似館担当者との意見交換を行った。</p>		
<p>赤塚ふるさと事業における区民ニーズに合わせた事業展開の検討 P.47</p> <p>「ゆとり教室事業」の「小・中学生、高校生」の参加者割合は30.7%で、事業の実施目的とは異なる状況にある。</p> <p>高齢化が進む中、高齢者と児童・生徒の世代をつなげる事業として新たに位置づけるなど、区民のニーズに合わせた事業展開について検討されたい。</p>				<p>文化・国際交流課</p> <p>赤塚ふるさと事業に対する小・中学生の参加率は、18年度：30.7%、19年度17.4%、20年度：18.0%、21年度：28.7%（10月末現在）と増減している。近隣児童館、学童クラブへのチラシの配布、郷土資料館受付にチラシを置くなどして呼びかけたが、効果は上がっていない。19年度、20年度、21年度では、「赤塚戦国絵巻武者行列」への小・中学生の参加を呼びかけ、郷土への関心を高めていく事業を積極的に展開した。</p>		

平成18年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	生涯学習事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>学習環境の整備 P.45</p> <p>「高齢者パソコン教室」は舟渡いこいの家1か所のみで実施されており、地域的な偏りがみられる。講座を計画するにあたり、受講者が学びやすい環境を整えることについて検討されたい。</p>				<p>当初は生涯学習の一環で実施してきた「ゆとり教室」は高齢者の参加が多く、小・中学生が少なかった。高齢者・大人・小・中学生を対象にした教室を縮小する。</p> <p>今年度は小・中学生を対象に講座を開催した。定員を超える申し込みがあり、今後は小・中学生を対象にした募集事業を増やす。事業を展開して行く中で、各世代間の交流について長期的に、取り組んでいく。</p> <p>生きがい推進課</p> <p>平成19年度から実施会場を舟渡いこいの家からハイライフプラザいたばしに変更し、区民のアクセスの向上に努めた。当事業はボランティア講師により、受講者のレベルに合わせて授業を進めている点が特徴的であるが、実施後のアンケートでは、満足したという感想が多い。</p> <p>さらに、区内には60歳以上の区民が利用する5箇所のふれあい館があるが、平成19年度から徳丸ふれあい館（20年度実績147名）、仲町ふれあい館（20年度実績82名）で、平成21年度から志村ふれあい館（21年度9月～3月：343名定員）でパソコン教室を行っている。なお、高齢者支援係主催の「高齢者パソコン教室」で抽選にもれた者に対しては、ふれあい館で実施しているパソコン教室に参加できることを周知していく。</p> <p>これらにより、当課としては事業規模の拡大と利便性を向上させた。</p>		

平成18年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	生涯学習事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>受講者負担金についての高齢者等への配慮の徹底 P.45（教育科学館所管分）</p> <p>受講者負担金については、高校生以下、障がい者及び65歳以上の高齢者に対して、受講料を減額する配慮が行われていない講座があった。受講料の算定にかかわる経費の定期的なチェックも含め、受講者負担金の算定や高齢者等への配慮について徹底するよう図りたい。</p> <p>講座申込みにおける電子申請の拡大 P.45</p> <p>生涯学習課は、一部の講座のみで電子申請を行っており、区民への利便性が充分とはいえない。講座申込みの電子申請の拡大に向けて、課内での検討を進めるとともに申込方法を工夫されたい。</p> <p>受講者の登録制度と区民への情報提供についての取り組み P.46</p> <p>区全体としては、受講者の活躍の場の開拓や区民への情報提供が十分とはいえない。受講者の登録制度と広く区民に情報提供するための有効に活用しやすい仕組みづくりについて検討されたい。</p>				<p>生涯学習課</p> <p>平成19年1月29日に教育長決定「板橋区立教育科学館の各種事業に係る利用料金に関する要綱」を制定した。本要綱において、高齢者等に配慮した受講料について規定しており、教育科学館で実施している講座・教室ではこの要綱に沿って実施している。</p> <p>生涯学習課</p> <p>電子申請を取り入れやすい事業から段階的に拡大してきた。大学公開講座・生涯学習出前講座は既の実施していたが、平成21年度から文化財講座についても電子申請を導入し、全ての講座において電子申請を取り入れている。</p> <p>生涯学習課</p> <p>平成21年3月に「いたばし学び支援プラン」を策定した。このプランでは学校教育に重点がおかれているが、実現にあたっては地域人材の活用は欠かせない。その基盤として地域における大人の学習活動が活発に行われ、その活動が広がっていくことが必要である。</p> <p>平成21年度の板橋区生涯学習推進懇談会では、このプランに沿って「地域が支える板橋の教育」というテーマを設定し、今後の学習事業の展開、行政の支援のあり方について検討する。その中で、区が主催する各種講座の受講生を含めた地域人材の活用を図るため、区民同士の学びがよりよく循環するような支援が行えるよう、現在社会教育会館で実施している「学びの循環システム」の拡充について検討していく。</p>		

平成18年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	教育・文化の充実	小	生涯学習事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
				<p>（今後の予定）</p> <p>平成21年11月16日 第1回懇談会開催</p> <p>平成21年12月21日 第2回懇談会開催予定</p> <p>平成23年3月 懇談会・パブリックコメントを経て区長に 報告書提出</p>		

平成18年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康・福祉	小	子育て支援事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>子育てステップ事業の充実 P.46</p> <p>在宅で子育てを行う家庭への支援として、子育てステップ事業のサービスを全ての区立保育所で受けられるよう、同事業の一層の充実について検討されたい。</p>				<p>保育サービス課</p> <p>平成21年4月より区立保育園42園全園（耐震上の理由で栄町保育園を除く）で、子育てステップ事業の「妊婦体験保育」・「ヤングパパ・ママ体験保育」・「要支援児体験保育」3事業全て実施するように改善した。</p>		

平成18年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	社会環境の変化に対応した行財政の刷新	中	開かれた区政の推進とIT化	小	広報活動について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>区ホームページ・ガイドラインの策定及び検証 P.58</p> <p>ガイドライン策定の際には、誰もが利用しやすいホームページとなるよう留意するとともに、策定後は、区ホームページがガイドラインに沿って作成されているかを検証するシステムを確立されたい。</p>				<p>広聴広報課</p> <p>ホームページ管理システム（以下、CMSという。）導入に合わせ、平成20年2月にガイドラインとして「板橋区公式ホームページ指針」を策定し、平成20年4月から適用した。</p> <p>CMSでは、誰もが利用しやすいホームページとなるよう、JIS規格に準拠したページを容易に作成することができる。</p> <p>区のホームページは現状で1万ページを越えているため、研修などを通じて職員のスキルアップを図っている。</p> <p>平成21年2月6日に研修「ウェブアクセシビリティ（利用しやすさ）の確保～ホームページガイドライン～」を実施（一般職員131名出席）し、ガイドラインに沿ったホームページを作成するため、自己点検の重要性について周知した。</p> <p>また、メールニュースを年1～2回発行して、ホームページに関連した情報提供や作成の注意点などの周知を図っている。</p> <p>各課においてホームページ担当者を選定し、職員間の調整や情報交換など、ホームページ作成業務において中心的役割を担っている。</p>		

平成19年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策 の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の増進	小	健康づくり事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知 (平成21年12月受領)		
<p>「乳がん検診」マンモグラフィ検査実施医療機関の拡大の検討 P. 50</p> <p>マンモグラフィ検査は平成16年度に導入されたが、導入当初から検査を実施する医療機関は1か所だけとなっている。区民が身近な地域で受診できるよう、マンモグラフィ検査を複数の医療機関で実施することを検討されたい。</p>				<p>健康推進課</p> <p>マンモグラフィ検査実施医療機関の拡大については、板橋区医師会及び実施予定医療機関と協議の結果、平成21年10月1日から豊島病院(週2日×1日16人)を加えて、2か所で実施することとした。</p> <p>※受診可能人数</p> <p>(拡大前)</p> <p>年間 9,612人</p> <p>医師会病院 1日36人×267日=9,612人</p> <p>(拡大後)</p> <p>年間 11,020人(21年度は10,252人)</p> <p>医師会病院 1日36人×267日=9,612人</p> <p>豊島病院 1日16人×88日=1,408人</p>		
<p>検診における一人あたりにかかる経費の周知徹底について P. 51</p> <p>・検診の自己負担金については、広報、パンフレット等に掲載されているが、一人あたりにかかる経費については周知されていなかった。現在自己負担金を求めている検診はもちろんのこと、それ以外の検診についても一人あたりにかかる経費の周知を徹底されたい。</p> <p>(1) がん検診</p> <p>(2) 眼科検診、骨粗しょう症予防検診、成人歯科検診</p>				<p>健康推進課</p> <p>一人あたりにかかる経費の周知については、毎月実施している胃・肺がん検診の回覧板を活用して周知することとした。(平成21年9月の回覧板から掲載)</p> <p>更に、各検診の受診券に明記し、周知を進めている。</p>		

平成19年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の増進	小	健康づくり事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>「生活習慣病予防検診」に伴う児童・生徒及び保護者への意識啓発 P.49</p> <p>生活習慣病予防検診は、対象者のうち希望する児童・生徒が受診しているため、小・中学校のいずれも受診率は7割程度であった。児童・生徒の生活習慣病を予防し、健康な体づくりを進めるため、児童・生徒及び保護者の健康への意識啓発を進める方策を検討されたい。</p>				<p>学務課</p> <p>生活習慣病という「負」のイメージを払拭するには時間を要するものと思慮するが、児童・生徒健康づくりには、欠かすことのできない課題であると認識している。</p> <p>今回の指導を受け、検討を重ね、また、学校保健会での協議、板橋区医師会等との連携・調整を深め、平成21年度において、意識向上を図るため下記3点の事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定期健康診断時において確認された、肥満度30%以上の児童・生徒全員に生活習慣病に関するパンフレットを配付した。 ② 学校保健会での協議を踏まえ、板橋区医師会の協力を受け、児童・生徒が病気等で医療受診の際において、医師から生活習慣に関する医学的な指導も行った。 ③ 文部科学省の補助事業を実施した。内容は、区内6校のモデル校を抽出し、小学校2年生3校、5年生3校の生活習慣の実態をアンケート形式で調査している。 <p>また、今後も引き続き、受診率を向上させるよう努めていく。</p>		

平成19年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	社会環境の変化に対応した行財政の改革	中	内部努力の徹底	小	窓口サービス業務について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>窓口案内業務仕様書の見直し P36</p> <p>来庁者により良いサービスを提供できるよう、区の基本的な接遇に対する考え方と受託業者が行うべき事項について明示した仕様書の見直しを検討されたい。</p> <p>地域センター窓口業務委託仕様書の見直し P37</p> <p>窓口業務委託仕様書には、マニュアルの整備・研修の義務が記されていない。仕様書の見直しを含め、受託業者が円滑に事業を実施し、区民サービスの向上が図れるようなマニュアルの整備や研修の実施を検討されたい。</p>				<p>庁舎管理・建設課</p> <p>現在、受託業者に対する業務内容の仕様書については、接遇やサービス提供の項目を十分に採り入れた仕様書になっている。従前の反省や教訓からその都度見直しをしているため、現在においては、最善の仕様書と考えている。しかしながら、更なる改善に向けて、「接遇研修の実施」及び「区の基本的な接遇に対する考え方」に基づく「マニュアルの作成」を平成21年度から窓口案内業務仕様書に盛り込んだ。</p> <p>地域振興課</p> <p>今年度の窓口業務委託仕様書に「地域センター窓口対応マニュアル」に基づく研修を年1回以上実施するよう加筆し、受託業者への指導徹底を図ると共に、各地域センターにおいても「窓口サービス向上のための手引き」等に基づき、受託業者や職員に対し、随時研修・指導を行っている。</p>		

平成19年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	快適な生活環境の整備	小	商店街の振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>東京都商店街実態調査データの活用 P52</p> <p>東京都商店街実態調査は、商店街の活動実態を示す基礎的データとして利用価値の高いものとなっているが、十分に利用していない点が見受けられた。商店街の実態把握のため、同調査のデータを活用された。</p> <p>周知範囲の拡大（イベント事業・活性化事業） P52</p> <p>商工会議所、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が行う事業であっても商店街振興に資することが考えられるため、これらの実施主体に対しても、補助対象となる場合を明示した上で周知をされたい。</p> <p>周知方法の拡大（出前セミナー） P52</p> <p>利用が低調である要因の一つとして周知不足が考えられることから、より多くの広報媒体を利用して事業を周知されたい。</p>				<p>産業振興課</p> <p>平成19年度「東京都商店街実態調査報告書」から、商店街の抱えている問題点で最も多いのは後継者と商店街リーダーの不足となっている。これを受けて区では、出前セミナーに反映させ、全商店街（特に若手後継者）に通知し、平成21年7月28日江東区森下商店街振興組合理事長を招き、講演を行うなど活用している。</p> <p>テーマ 商店街を核とした下町のイメージアップ～商店街リーダーとしての私の挑戦～</p> <p>また、環境問題で今後取り組みたい活動内容として、商店街街路灯のLED化が最も多かった。区内においても既に4商店街がLED化し、環境にやさしい商店街になっているとともに、今後も増えていく傾向である。</p> <p>産業振興課</p> <p>周知方法として、板橋区ホームページのなかで、商店街活性化事業、にぎわいのあるまちづくり事業の項目に、商工会議所、社会福祉法人、特定非営利活動法人等も商店街主体ならば補助対象となる旨を明示した。（公開日平成21年5月11日）</p> <p>産業振興課</p> <p>様々な事業を記載された2008～2009いたばし産業振興事業ガイドブックを発行し、各種団体や一般の方に配付し周知している。その中に出前セミナーも掲載した。板橋区ホームページの商店街活性化事業にも掲載し、周知している。（公開日平成21年5月11日）</p> <p>また、商店街連合会、産業連合会の会合時に周知したり、中小企業診断士の方に、直接、企業（商店）訪問していただきPRに努めてもらった。</p>		

平成19年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	快適な生活環境の整備	小	商店街の振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>補助対象経費の精査等（イベント事業）P52</p> <p>東京都が区に交付する補助金の額は、補助金交付決定時の補助率によって決まるため、商店街と綿密に協議しイベント事業経費を積算することにより補助対象経費を一層精査するとともに、イベント事業を計画どおりに実行するよう商店街に要請するなどして、補助事業を経済的・効率的に執行するよう努められたい。</p>				<p>産業振興課</p> <p>補助金を希望している商店街を対象に、実施年度前の2月に説明会（補助金交付事務マニュアル配付）を開催しており、その際に、イベント内容や事業経費の適正化について、商店街内でよく精査して提出するよう要請した。</p> <p>また、商店街から申請を受け付けた際には、前年のイベント事業と比較しながら総経費の精査を行っている。特に、100万円以上のイベントについては、事業実績が100万円以下となった場合補助率が変更になるため、申請どおり実施するよう再度要請している。</p> <p>なお、平成19年度100万円超申請件数64件のうち実施報告で100万円以下になったイベント数は13件、平成20年度68件中17件が100万円以下であるが、雨天による事業縮小のほか、大部分は商店街の財政難、お手伝いの人手不足による事業縮小が多いことが主な理由であった。</p>		
<p>清掃リサイクル課との連携（プレリサイクル運動推進）P53</p> <p>プレリサイクル運動を進めるにあたり、「いたばしエコ・ショップ」の協力を得て区民の意識啓発を行う、商店街のイベント時に買物バッグを販売するなど、清掃リサイクル課との連携を検討されたい。</p>				<p>産業振興課</p> <p>清掃リサイクル課と連携し、今年度「蓮根地域3商店街」をモデル地区に選定し、地域協議会（商店街・地域・学校・区）を発足した。10月15日に第1回地域協議会を開催し、環境に配慮した商店街づくりに取り組み始めたところである。内容としてはレジ袋削減を中心に協議していく。なお、来年2月にプレリサイクル運動を行なう。</p>		

平成19年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	快適な生活環境の整備	小	商店街の振興事業について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>商連との役割分担の明確化（後継者育成事業） P54</p> <p>後継者育成講座実施計画書では、実施主体は「商連と区の共催とする。」となっており、区が商連に委託していることとの関係が明確でない。商連に委託する必要性を再考するとともに、後継者育成事業に関する商連との役割分担を明らかにされたい。</p> <p>空き店舗活用モデル事業の周知 P53</p> <p>スタートアップ・オフィスの利用期間満了者に対し、空き店舗活用モデル事業を利用した区内商店街での開業について周知されたい。</p>				<p>産業振興課</p> <p>平成21年度より、商連への委託事業を廃止して、区主体で講座・セミナー・先進的商店街見学会など実施することとした。具体的には、平成22年1月から実施する予定で、運営は区で行い、商連青年部には、企画等に参加してもらい連携して実施する。</p> <p>産業活性化推進室</p> <p>検討を求められた「空き店舗活用モデル事業」の利用については、平成19年度に事業を終了しており、現在、同様の制度として「空き店舗ルネッサンス事業」を実施している。</p> <p>今年度、いたばし産業振興事業ガイドブックを入居者に配付し、「空き店舗ルネッサンス事業」について情報提供を行った。</p> <p>また、東京都や他団体の空き店舗活用事業の情報提供についても併せて行い、起業・創業に取り組む方の支援をしている。</p>		

平成20年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の増進	小	食の安全について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>「板橋区食品衛生監視指導計画」内容の見直し P. 51 監視件数や収去検体数等の年間実施目標数値が定められていない。また、講習会等の年間実施予定回数が掲げられていない。実施目標や具体的な事業内容を明確にした指導計画を策定し、効果的な計画遂行に努められたい。</p> <p>「衛生監視日報」の正確な記録作成と報告の徹底 P. 52 「衛生監視日報」の一部に、所属長への報告がなされていないものや所管課に保管されていないものがあるなどの不備が見られた。訪問先の施設名・所在地のみが記載されているものもあり、監視指導の記録として十分な内容でないものがあつた。所属長への報告の徹底はもとより、正確な「衛生監視日報」の記録に努められたい。</p> <p>「申請書配信サービス」の実施 P. 53 営業許可等申請について、「申請書配信サービス」を実施していない。申請件数が年間1,721件と多く、申請者の利便性を向上させるためにも、営業許可等申請における「申請書配信サービス」を実施されたい。</p> <p>事故報告のルールづくり P. 53 食材の不良品や異物混入等が生じた場合、書類等で区に報告することを定めていなかった。現状では、事故が発生した場合、その内容や施設の対応等について、区が十分に把握できる状況にはない。事故報告書作成基準を定めるなど、事故報告のルールづくりをされたい。</p>				<p>生活衛生課 平成21年度板橋区食品衛生監視指導計画については、監視件数、収去検体数、講習会実施予定回数等の実施目標数値を入れて策定した。 計画は平成21年4月11日号広報いたばし、区ホームページ、生活衛生課窓口等で公表した。 年度終了後には、区ホームページにて実施結果を報告する予定である。</p> <p>生活衛生課 平成20年度まで使用していた日報用紙は従来の監視採点に準拠した23区共同印刷の用紙であり、日常の監視内容を記載し難かった。そのため、比較的記載しやすい東京都の監視日報用紙（平成5年3月30日四衛生食第851号通知）を平成21年度より使用し、一週間を目途に所属長の決裁を受けることとした</p> <p>生活衛生課 申請書（食品衛生法・食品製造業等取締条例に基づくもの）、申請に付随する関係書類（営業設備の大要・配置図用紙）、変更届、食品衛生責任者変更届用紙の配信サービスを平成21年4月1日より開始した。</p> <p>おとしより保健福祉センター 平成21年度から、高齢者配食サービス事業委託契約書に「食材の不良品や異物混入等が生じた場合、区に報告を行うこと」と明記をして契約を締結し、報告書のルール作りを行った。</p>		

平成20年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の増進	小	食の安全について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>配食サービスにおける分かりやすく、効果的な周知 P.53</p> <p>食中毒を防止するための周知内容・方法は、施設ごとに異なっている。全ての施設において、連絡票を添付し、高齢者及び障がい者に分かりやすく効果的な周知を行われたい。</p> <p>事故報告のルールづくり P.53</p> <p>食材の不良品や異物混入等が生じた場合、書類等で区に報告することを定めていなかった。現状では、事故が発生した場合、その内容や施設の対応等について、区が十分に把握できる状況にはない。事故報告書作成基準を定めるなど、事故報告のルールづくりをされたい。</p> <p>配食サービスにおける分かりやすく、効果的な周知 P.53</p> <p>食中毒を防止するための周知内容・方法は、施設ごとに異なっている。全ての施設において、連絡票を添付し、高齢者及び障がい者に分かりやすく効果的な周知を行われたい。</p>				<p>おとしより保健福祉センター</p> <p>平成20年度以前から「早めに召し上がるように」と利用者に注意喚起を図っていたところであるが、平成21年度からは、配達したお弁当などに「調理日」、「調理時間」、「お早目にお召し上がりください」などの注意書きを記載した連絡票を添付することで契約を締結した。</p> <p>現在は、お弁当、箸袋、納品書などに「消費期限を記載」、又は「2時間以内にお召し上がりください」と記載して、利用者に注意喚起を行っている。</p> <p>障がい者福祉課</p> <p>平成21年度から、高齢者配食サービス事業委託契約書に「食材の不良品や異物混入等が生じた場合、区に報告を行うこと」と明記をして契約を締結し、報告書のルール作りを行った。</p> <p>障がい者福祉課</p> <p>平成20年度より以前から「早めに召し上がるように」と利用者に注意喚起を図っていたところであるが、平成21年度からは、配達したお弁当に「調理日」、「調理時間」、「お早目にお召し上がりください」などの注意書きを記載した連絡票をお弁当などに添付することで契約を締結した。</p> <p>現在は、お弁当、箸袋、納品書などに「消費期限を記載」、又は「2時間以内にお召し上がりください」と記載して、利用者に注意喚起を行っている。</p>		

平成20年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策 の着実な推進	中	生涯を通じた健 康と福祉の増進	小	食の安全について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>事故報告のルールづくり P.53</p> <p>食材の不良品や異物混入等が生じた場合、書類等で区に報告することを定めていなかった。現状では、事故が発生した場合、その内容や施設の対応等について、区が十分に把握できる状況にはない。事故報告書作成基準を定めるなど、事故報告のルールづくりをされたい。</p> <p>学童クラブにおける衛生基準の明確化 P.52</p> <p>通知文やマニュアルには、食品の取り扱い方法や食品の加工調理についてなどの記載はあるが、具体的な衛生管理項目について詳細な基準は規定されていなかった。衛生面の管理責任者を定めるとともに、設備の衛生、献立、食中毒の予防・対応等について衛生基準を明確にされたい。</p>				<p>障がい者施設課</p> <p>食材納品の際に行なっている検品により不良品や異物の混入等が確認された場合、区が状況を把握できるよう障がい者施設課へ報告するよう様式を定め、平成21年11月12日に福祉園あて通知した。</p> <p>なお、各福祉園のマニュアルにおいて、食の安全に着目した項目を追加するなど、所定の改訂を併せて指示した。</p> <p>子ども政策課</p> <p>児童館及び学童クラブにおける食品の取扱いについて、現状を踏まえ、新たな基準の整備及びマニュアルの見直しを行うため、子ども政策課、児童館及び学童クラブの館長及び指導員で構成したPT「食品の取扱いに関する検討会」を設置し、平成21年7月から9月にかけて検討を行った。この検討を踏まえ、「児童館及び学童クラブにおけるおやつ¹の取扱基準について」（以下「取扱基準」という。）を制定するとともに、「衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を改正した。</p> <p>マニュアルでは、設備の衛生管理につき取扱いを定めたほか、食器の衛生管理や食品の衛生管理についても取扱いを充実の上定めて、食中毒の予防・対応を徹底した。</p> <p>取扱基準では、職員が点検票に基づく点検を実施し、児童館長が当該点検内容をはじめ食品の取扱全般につき指導監督することを定めた。</p> <p>また、児童館及び学童クラブにおいて取り扱うことができる食品の範囲を見直し、取扱基準に定めることで、食品の提供（献立を含む。）について改善を行った。</p> <p>以上により、児童館及び学童クラブにお</p>		

平成20年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の増進	小	食の安全について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>健康診断の実施状況の検証及び受診回数の統一 P. 51</p> <p>区と受託業者が実施する健康診断の回数が異なっているが、健康管理を行ううえで区別する理由は明確でない。適切な健康管理を行う観点から検証し、調理従事者の受診回数の統一を図られたい。</p> <p>給食関係記録書類の見直し P. 51. 52</p> <p>(1) 日常点検票</p> <p>日常点検票は、個人別の健康状態や体調不良で休んだ者の健康状態等を具体的に記録できるものではなかった。詳細な内容を記録・保存するため、個人別のチェック欄や特記項目の記入欄を設けるなど、書式の見直しを図られたい。</p> <p>(2) 検食の記録簿</p> <p>検食の結果を記録・保存することとされているが、「給食実施日誌」には検食者の押印欄のみであり、確認内容を記録する欄は設けられていない。確認事項のチェック欄を設けるなど、書式の見直しを図られたい。</p>				<p>ける食品の取扱いに関する衛生基準を改善したものである。</p> <p>保育サービス課</p> <p>1 健康診断</p> <p>労働安全衛生規則第44条により、区職員と同様に「健康診断は年1回以上行うこと」と委託契約書を改めた。</p> <p>学校は、今年度は昨年同様であるが、H22年度より健康診断を年1回とする。</p> <p>2 検便</p> <p>H21.4より、区調理従事者の検便回数を委託業者と同様月2回とした。</p> <p>保育サービス課</p> <p>(1) 健康状態・衛生管理状態に関する確認チェック項目を設けた「給食従事者個人衛生管理の記録」の書式を作成し、H21.4より実施した。</p> <p>(2) 検食者・時間・内容等の確認チェック項目を設けた「検食の記録簿」の書式を作成し、H21.4より実施した。</p>		

平成20年度第1回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の増進	小	食の安全について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>アレルギー対応についての契約内容の明確化 P. 52</p> <p>委託契約書にはアレルギー対応について規定されていなかった。受託者の役割と責任を明らかにするため、委託契約書にアレルギー対応業務について規定し、契約内容の明確化を図りたい。</p> <p>健康診断の実施状況の検証及び受診回数の統一 P. 51</p> <p>区と受託業者が実施する健康診断の回数が異なっているが、健康管理を行ううえで区別する理由は明確でない。適切な健康管理を行う観点から検証し、調理従事者の受診回数の統一を図りたい。</p> <p>配食における立合いの徹底 P. 51</p> <p>配膳室の開錠後に児童・生徒へ給食を受け渡す際、立合いをしていないとの報告があった。異物混入を防ぎ、給食の安全を確保するため、各学校における状況を確認のうえ、立合いを徹底されたい。</p> <p>安全な食材を供給する新たな方策の検討 P. 53</p> <p>コスト高につながらないよう留意しつつ、「とれたて村」などの交流自治体等と連携を図るなど、産地等が明らかで信頼できる安全な食材をより多くの学校に供給する新たな方策を検討されたい</p>				<p>保育サービス課</p> <p>平成21年度の委託契約書にアレルギー対応業務についての次の規定を加えた。</p> <p>(1) アレルギー児については、個別対応として、「給食マニュアル Ⅲ食物アレルギー児の対応について」による。間違えのないように下記のように工夫をする。</p> <p>① 専用トレーに名札等をつけ、配膳場所を特定する。</p> <p>② 配膳受渡し時に、担任と調理員で必ず声を掛け合い再確認する。</p> <p>③ 目立つところに対応献立表を提示しておく。</p> <p>学務課</p> <p>区と受託業者が実施する健康診断の回数を統一し、年に1回とする。</p> <p>学務課</p> <p>給食の受け渡しについては、立合いの徹底を図るため事務連絡会、衛生講習会等で周知を行なっている。</p> <p>学務課</p> <p>平成21年度から、「ふれあい農園会」及び「とれたて村」から月1回程度食材を購入し、区内全小・中学校へ配布し安全な食材の提供を図っている。</p>		

平成20年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	安心して暮らせる街づくりの推進	小	防犯対策について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>板橋安全安心パトロール履行確認方法の検討 P. 43</p> <p>パトロール経路全体における履行の確認ができるよう、例えば車両にGPS機能を搭載するなど、より確実な履行確認についての方策を検討されたい。</p> <p>「板橋安全・安心まちづくりセミナー」受講生の活用 P. 43</p> <p>セミナー受講後における受講生の活用を図るため、ボランティアとしての活動の場も提供し、セミナーの開催効果が得られるよう検討されたい。</p> <p>「公園安心安全パトロール」との連携についての検討 P. 45</p> <p>みどりと公園課と情報交換を行い、相互協力して効率の良いパトロールを行うよう検討されたい。</p>				<p>危機管理対策課</p> <p>平成21年度、青色パトロールカー3台にGPSを装備した。走行状況はSDカードに記録し、翌日「運行管理日報（①指定場所の通過時刻、②停車時間、③移動時間、④地図上の走行軌跡）」を出力し、警備員作成の日報と照合して履行状況を確認している。</p> <p>危機管理対策課</p> <p>平成20年度の安全・安心セミナー「地域安全マップ作製研修」は、小学校PTA連合会と共催で実施した。セミナーには、小学校17校から29名の保護者の参加があり、この内12校で、参加者が協力して、学校の授業またはPTA主催事業として「地域安全マップ」を作成した。</p> <p>危機管理対策課</p> <p>公園安心安全パトロールの実施状況を確認し、公園パトロールを実施していない公園や、平日22時以降については、安全・安心パトロールでも、公園利用者の不法行為や公園施設の状況にも注意を払って巡回することした。</p> <p>公園灯の球切れや水道の破損等を発見した場合は、みどりと公園課に通報している。</p> <p>区民や警察署から寄せられた公園の不審者情報や少年の非行行為については、みどりと公園課に情報提供すると共に、公園パトロールで対応できない時間帯や公園については、安全・安全パトロールで重点的に警戒するなどして連携している。</p> <p>また、パトロール隊員が、巡回中、公園パトロール・常駐パトロールの隊員と公園で遭遇した場合は、異常の有無や不審者情報の交換を行い、それぞれが効果的にパトロールを行うよう努めている。</p>		

平成20年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	安心して暮らせる街づくりの推進	小	防犯対策について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>防犯カメラ運用基準に基づく適正な運用及び防犯設備について P. 44</p> <p>板橋地域センターでは、防犯カメラの設置表示がない場所があった。地域振興課は、防犯カメラの設置されている地域センターに対し、運用基準に基づき適正な運用を図っているかを再確認するとともに、未設置の地域センターについては、防犯カメラを含めた防犯設備の整備を検討されたい。</p> <p>防犯マニュアルの作成 P. 44</p> <p>今後作成予定としている防犯マニュアルは、受託事業者の対応も含んだ内容とし、夜間等における緊急事態にも適切に対応できるマニュアルとされたい。</p> <p>郷土資料館の防火対策の見直し P. 44</p> <p>(1) 施設周辺の整理</p> <p>敷地内にイベント等で使用された木材等が多数置かれていたので、放火防止のため撤去するなど安全確保に留意されたい。</p> <p>(2) 古民家防火対策について</p> <p>古民家における火災の場合、特にすばやい初期消火が求められるため、大型消火器等効果的な初期消火のための設備などを検討されたい。</p>				<p>地域振興課</p> <p>地域センターに一部設置されているカメラは、防犯目的のカメラではなく、監視カメラとして使用している。録画機能の付いた防犯カメラの設置は、現在の財政状況を考えると不可能であることから、簡易的な非常ベル（防犯ブザー等）の設置やさす又等の防犯グッズを購入するとともに、それらを活用した防犯訓練等を随時実施し、地域センターの防犯に務めている。</p> <p>また、現在設置してある監視カメラについては、防犯カメラ設置基準を準用し、設置場所を表示するとともに、不審者の侵入や事件・事故の早期発見等に活用している。</p> <p>地域振興課</p> <p>地域センターは、各所によって、施設規模、施設の管理体制等が異なることにより、一律の防犯マニュアルは、作成できないため、地域振興課では、総合的な危機管理マニュアルを作成し、それに基づいた各地域センターのマニュアルを各地域センターで作成するように指示した。その内容には、夜間・休日等の緊急時における受託事業者の対応等についても盛り込み、事前に受託業者へ周知徹底するとともに、随時確認・指導を行っている。</p> <p>文化・国際交流課</p> <p>(1) 指摘された翌日には、敷地内あった木材等は撤去し、必要の無い木材等は処分した、古民家の廻りには置いていない。勤務時間内は職員が定期的に巡回し、休館日や時間外・夜間には警備員が巡回して安全確保に努めている。</p> <p>(2) 古民家は茅葺屋根なのですばやい初期消火が求められる。21年度に車載式大型消火器を購入装備し、初期消火に効果的な防火対策をする。</p>		

平成20年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	安心して暮らせる街づくりの推進	小	防犯対策について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>街灯設備電気料の削減方法の検討 P. 43</p> <p>街灯電気料金は年々増加しているため、省エネタイプの照明機器等をよく研究し、電気料を削減する方策を検討されたい。</p> <p>街灯調査及び修理委託の履行方法確認の見直し P. 43</p> <p>完了写真を1日につき1か所のみ提出させているが、デジタルカメラの使用など方法を工夫することで、全ての完了写真により履行を確認されたい。</p> <p>防犯対策強化の検討 P. 44</p> <p>大原社会教育会館の事務所は2階にあり、1階からエレベーターを利用して直接3階に行く場合、利用者の把握が困難であるため、防犯カメラを設置するなど防犯対策の一層の強化について検討されたい。</p>				<p>工事課</p> <p>街灯の電気料金の削減を図るため、平成21年度に灯具を下記の省エネタイプに交換した。</p> <p>（省エネタイプの種類）</p> <p>①セラミックメタルハライド灯</p> <p>②LED灯</p> <p>平成21年度は①を46基②を6基、施工する。平成22年度以降も、予算措置し順次設置していく予定である。</p> <p>工事課</p> <p>平成21年度の「街灯調査及び修理委託」から、特記仕様書に「調査及び修理作業等の内容について、受託者はすべての箇所の写真を撮影し、区に提出をすることを加えた。（一部デジタルデータのみ提出でも可）」を記述し、受託者は施工箇所全てをデジタルカメラで撮影し、完了報告時にプリントアウト若しくはデータで提出している。</p> <p>生涯学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の簡易な防犯カメラを購入し、職員（委託職員）により設置する。 ・2階への階段脇から職員通用口に抜ける通路に「関係者以外立ち入り禁止」の立看板（縦160cm、横56cm、自立式）を設置した。 ・1階エレベーターホールに、「大原社会教育会館に御用の方は、2階事務室においでください」との張り紙を掲出した。 ・警備職員（委託先職員、土曜日、日曜日、祝日及び平日夜間）の巡回数を増やす（1時間に1回を2回以上に）。 ・職員による巡回の励行（平日昼間（警備員不在時）） ・会館利用者に対し、不審な行動をしている者を発見した場合は、事務所へ連絡くださる 		

平成20年度第2回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	安心して暮らせる街づくりの推進	小	防犯対策について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>小・中学校に対する安全マップの作製への働きかけ P. 43</p> <p>平成17年度（開始年度）から一度も作製していない小学校は20校、中学校は22校であった。できるだけ多くの学校が安全マップの作製に取り組むよう積極的に働きかけられたい。</p>				<p>ように、周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会教育施設（生涯学習課・図書館）における危機管理（事故等対応の手引き）」の他に、危険時に対応する「防犯対策マニュアル」を作成し、訓練を行なう。 <p>指導室</p> <p>学習指導要領改訂で安全に関する指導の充実が求められる中、平成20年度に生活指導主任対象として安全マップづくりの実技研修会を実施した。また東京都で開催する安全マップづくりに関する研修会を紹介している。</p> <p>平成17年度～20年度まで一度も安全マップを作製していない小学校は53校中12校、中学校は23校中22校であった。その内、21年度作製予定のある小学校は1校、中学校は4校であり、未作成の学校には、今後も働きかけていく。</p>		

平成20年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策 の着実な推進	中	安心して暮らせる 街づくりの推進	小	道路の安全について
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）		
<p>路上禁煙地区路面標示シートの管理 P. 37</p> <p>路面標示シートの貼付状況の管理が充分ではない箇所が見受けられる。管理を日常的に行うために、路上禁煙パトロール委託の一部にシートの確認業務を加え実施するなど、管理方法について見直されたい。</p> <p>所属長への報告の徹底 P. 36</p> <p>道路占用工事等の立会いについて処理票を作成しているが、決裁欄は斜線が引かれており、決裁が行われていなかった。決裁権者の決裁は必ず受け、所属長への報告を徹底されたい。</p> <p>道路パトロール報告書の作成 P. 36</p> <p>パトロールの報告書を、道路異常等があった場合のみ作成しているが、記録資料として残すため、巡回コースの記録を含め、パトロール全体の結果を記載した日々の報告書を作成されたい。</p> <p>放置自転車の有効的な撤去 P. 36</p> <p>放置自転車撤去の有効性を高めるため、小規模撤去を他駅に拡大し頻繁に実施するなど放置台数を減少させる対策を検討されたい。</p>				<p>環境保全課</p> <p>路面標示シートの管理徹底を図るため、路上禁煙パトロール受託業者に確認業務を依頼し実施している。併せて、破損による張替えについても、年1回の貼付から随時貼付に変更し実施している。</p> <p>土木部管理課</p> <p>平成21年度から決裁欄を使用し課長決裁を受けている。</p> <p>土木部管理課</p> <p>平成21年度から「監察日誌」を作成し日々課長決裁を受けている。</p> <p>交通安全課</p> <p>小規模撤去：21年度から実施</p> <p>【内容】</p> <p>平成21年度から、これまで行ってきた大規模撤去に加えて、2トントラック、1台での機動力をもつ小規模撤去を開始した。</p> <p>この小規模撤去は、大規模撤去との組み合わせにより撤去回数が増を図るとともに、歩行者等の著しい障害となっている場所や苦情の多い場所など臨機応変に対応することにより、放置防止に効果があると考えている。小規模撤去の上半期実績として月当たり20～32箇所、2,468台である。</p>		

平成20年度第3回行政監査結果に対する措置結果通知

監査テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	安心して暮らせる街づくりの推進	小	道路の安全について								
指摘・要望事項概要				措置結果通知（平成21年12月受領）										
<p>小学校の交通安全教育の効果的な推進 P. 37</p> <p>学校独自で交通安全指導を行っている内容や実施校を把握していない。各校の交通安全指導内容を確認し、実施していない学校があれば、講習会への参加を促されたい。</p>				<p>交通安全課</p> <p>区立小学校においては、例年15校～17校程度「自転車免許証」を発行する交通安全教室を実施している。</p> <p>これについて今年度は、教育委員会指導室長及び全小学校長宛に「自転車免許証」発行事業の実施の依頼文を送付するとともに「自転車運転免許証発行の手引き」のパンフレットを作成し全小学校に配布し交通安全教室への参加を促した。</p> <p>現在警察、学校と連携をとりながら交通安全教育の実施校、未実施校を把握と、教育内容を調査している。未実施校について交通安全教室の開催を進めるよう働きかけをしている。警察との連携により区の交通安全教室とは別に交通安全指導の実施実績内容の把握を行なった結果3校の未実施校があったため当該小学校へ参加を促した。</p> <p>（参考）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校交通安全教室参加校・自転車免許証数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>15校 796人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>17校 1,365人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>18校予定</td> </tr> </table>			小学校交通安全教室参加校・自転車免許証数		平成19年度	15校 796人	平成20年度	17校 1,365人	平成21年度	18校予定
小学校交通安全教室参加校・自転車免許証数														
平成19年度	15校 796人													
平成20年度	17校 1,365人													
平成21年度	18校予定													
<p>自転車利用者への交通ルールの周知 P. 37</p> <p>車道の右側走行、無灯火走行等ルールを遵守しない自転車が見受けられる。警察、関係団体と協力のうえ、利用ルール遵守について、例えば、駅周辺での呼びかけや自転車駐車場利用者へのチラシ配付等、より一層、区民への周知に取り組まされたい。</p>				<p>交通安全課</p> <p>区では、自転車利用者への交通ルールの周知のため、ポスターを作成し区内駐輪場、自転車保管場、地域センターに配布し啓発活動を行なっている。</p> <p>また平成21年6月の道路交通法等が改正について、広報「いたばし」への記事の掲載、交通安全チラシの町会への回覧等により区民への周知に取り組んだ。</p> <p>無灯火走行の防止を目的に毎年12月に「無灯火防止キャンペーン」を区内警察署や交通安全協会と協力して区内3箇所を実施し、夜間の交通事故防止を図った。</p>										

